

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書

平成22年7月11日に行われた参議院選挙区選挙に係る一票の格差に対して、最高裁判所は違憲状態、各地の高等裁判所は違憲又は違憲状態との判決を下した。

国会に設置された選挙制度協議会では、人口の少ない選挙区を隣接する都府県と合区させることによって削減された議席を東京などの人口の多い選挙区に新たに加配するという座長案が示されたものの、意見集約が難航し、現在も議論が続いている。

我々は、参議院選挙区の見直しを検討するに当たっては、やはり、地方の声を国政に反映させる観点から、安易な合区などにより解決することなく、地方自治体の実情や歴史的・文化的・地理的条件を考慮すべきであると考えている。

よって、国におかれては、参議院選挙制度改革については、選挙区の見直しによる数字合わせに終始するのではなく、人口減少社会への対応が求められる中、地方の声を遠ざけるような改革となることのないよう、参議院の担うべき役割や選挙制度のあり方について検討した上で、必要に応じて制度改革を行うなど、慎重に議論を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿